

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月3日

横浜市契約事務受任者

1 契約の概要

綱島小学校 プールバルブ交換修繕

2 履行(納品)場所

横浜市立綱島小学校

横浜市港北区綱島西三丁目11番1号

3 契約日

令和8年6月16日

4 履行日又は履行期間

令和8年6月30日

5 契約金額

129,800円(税込)

6 契約の相手方(名称及び所在)

三ツ矢設備工業株式会社

横浜市西区久保町4番12号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

プールのシャワー用バルブのハンドル部が破損・脱落し、再装着が不可能となった。
併せて、目洗い・飲水用バルブのハンドル部にも破損が認められた。破損箇所から水が噴出しており、対応の遅れが多量の水の流出につながることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管課

横浜市立綱島小学校